

生活排水処理基本計画

平成30年3月

武 豊 町

～ 目 次 ～

第 1 章 総 論	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 目標年次	3
第 2 章 地域の概要	4
1 地理的・地形的特性	4
2 気象的特性	6
3 人口動態	7
4 産業動向	9
5 将来計画（総合計画等）	14
6 水環境・水質保全に関する状況	15
第 3 章 生活排水処理の現況	20
1 生活排水処理の状況	20
2 収集・運搬の状況	22
3 中間処理・資源化の状況	24
第 4 章 課題の抽出	25
第 5 章 基本方針	26
1 生活排水処理に係る理念	26
2 生活排水処理の基本方針	26
第 6 章 基本計画	27
1 処理の目標	27
2 生活排水の処理主体	27
3 生活排水を処理する区域及び人口	28
4 目標に向けた取り組み	30
5 し尿等の処理計画	31
6 その他生活排水の処理に関し必要な事項	33

第 1 章 総 論

1 計画策定の目的

本計画は、一般廃棄物処理基本計画の内、生活排水処理基本計画について、武豊町（以下、「本町」という。）における生活排水処理の現状把握並びに将来予測に基づいて、長期的視点に立った総合的な観点から適正な処理計画を定めるものである。

特に生活雑排水※対策としては、合併処理浄化槽や下水道等の各種生活排水処理施設整備事業との整合性を考慮し、目標年次における生活排水の種類別及び処理主体別に生活排水処理体系全体の調整を図り、処理方法及び処理施設の選択等の施策を総合的に定めることを目的とする。

※ 生活雑排水：一般家庭から出る排水のうち、し尿と水洗便所からの排水以外のもの。

2 計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないこととされている。

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき各年度ごとに、一般廃棄物の排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されるものであり、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成される（図 1-1 参照）。（廃棄物処理法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 3 の規定）

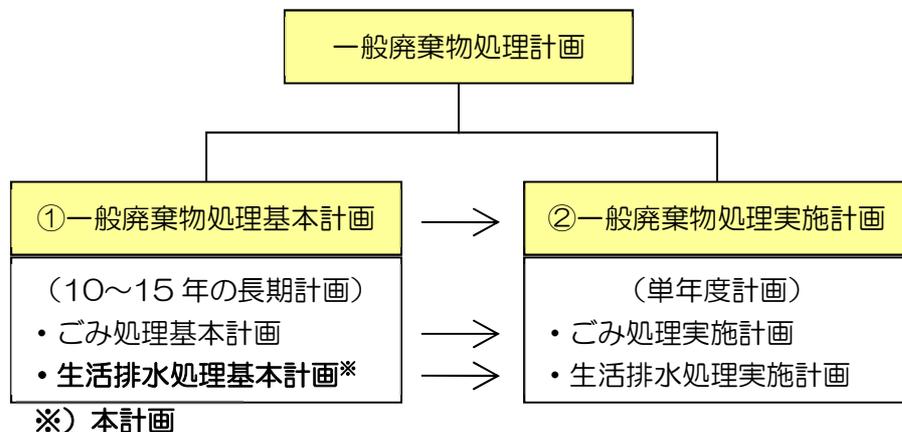


図 1-1 基本計画と実施計画の関係

本計画は、このうち生活排水処理基本計画に該当するものであり、「生活排水処理基本計画策定指針」（平成 2 年 10 月 8 日付衛環第 200 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）に基づいて、策定するものである。本計画の構成は図 1-2 に示すとおりである。

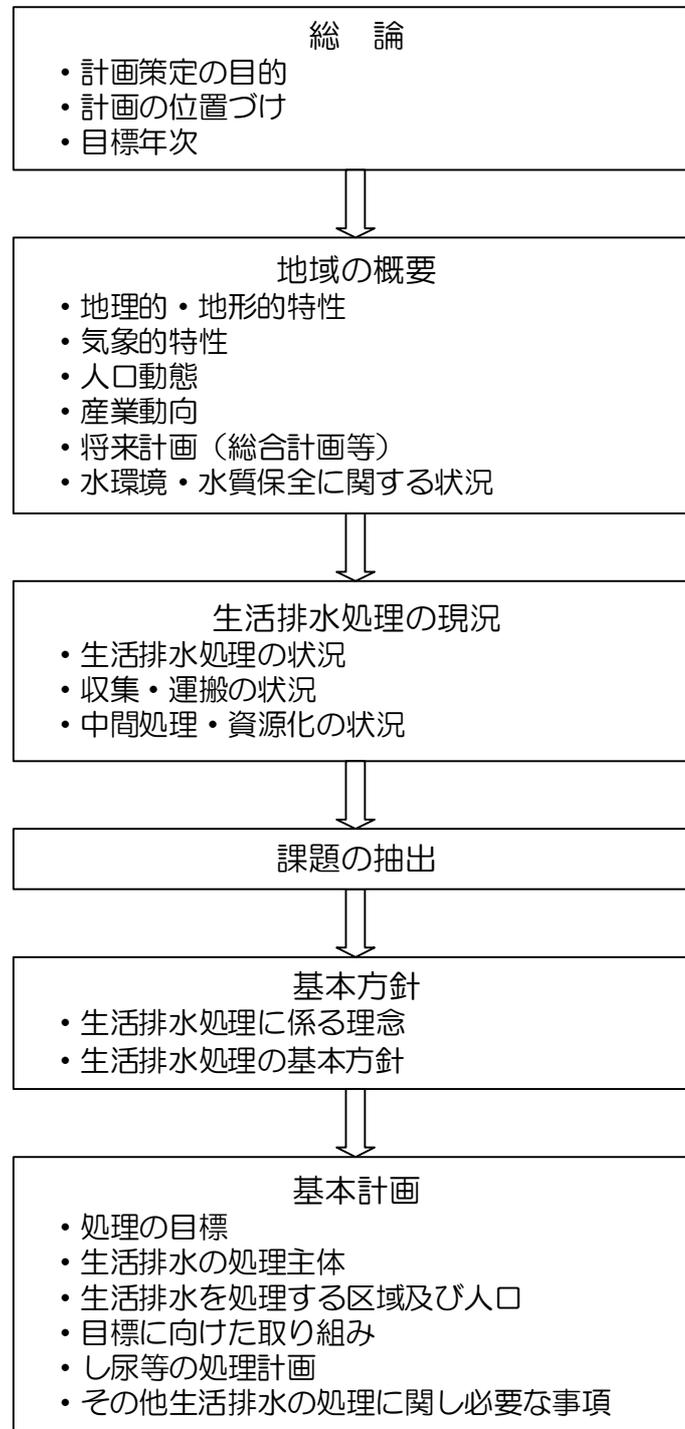


図 1-2 本計画の構成

3 目標年次

本計画は、策定年度である平成 29 年度を基準年次とし、15 年後の平成 44 年度を目標年次に設定する。

なお、中間目標年次は、生活排水処理施設の整備状況を見ながら必要に応じ設けるものとし、概ね 5 年ごとにまたは、諸条件に大きな変動があった場合、見直しを行うものとする。

第 2 章 地域の概要

1 地理的・地形的特性

本町は、知多半島の中央部東側に位置しており、総面積は 25.92k m²を有し、東西に 4.8km、南北に 6.5km の長方形のような形状をした街である。

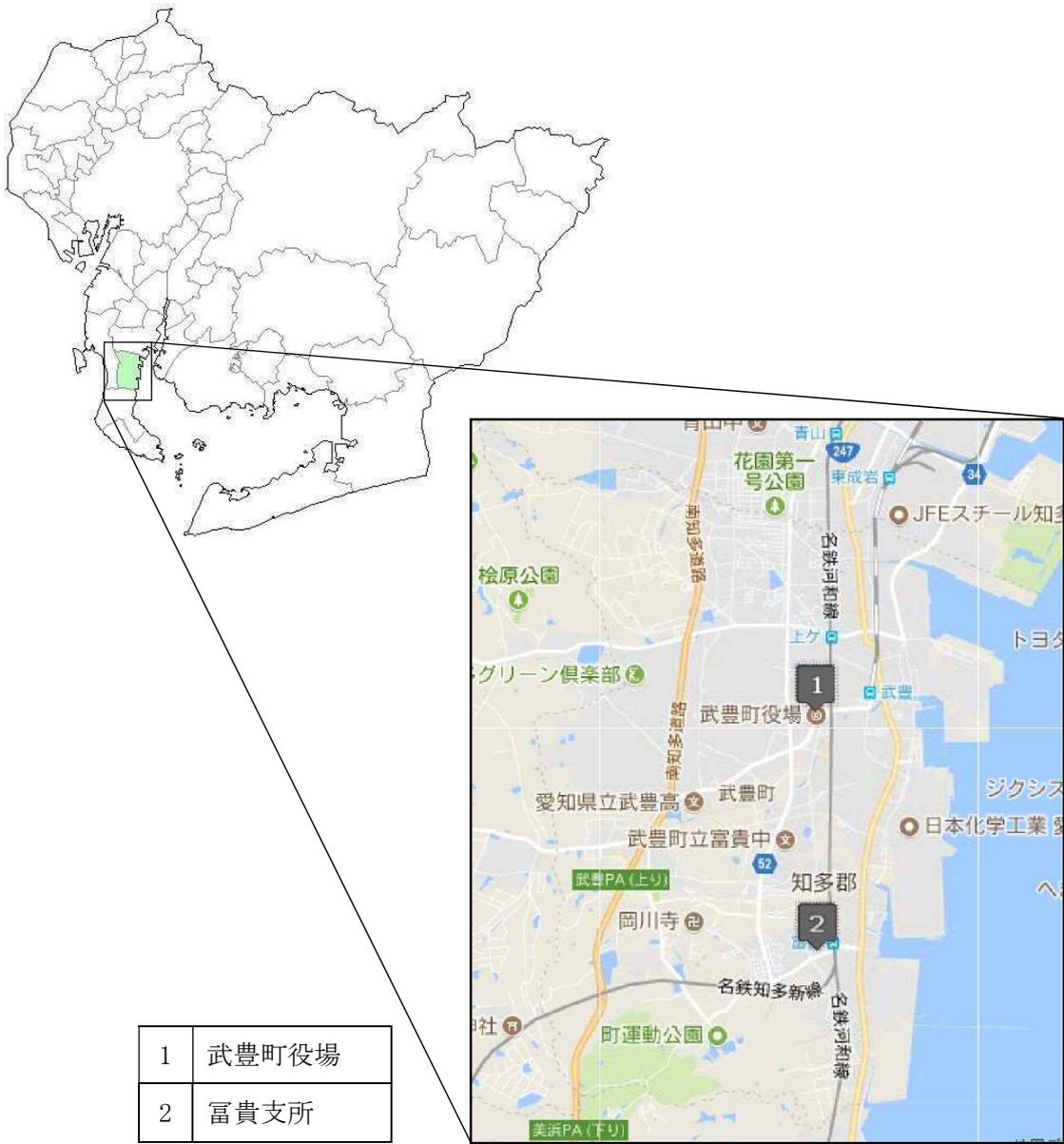
北側に半田市、西側に常滑市、南側に美浜町が隣接し、東側には衣浦湾を臨んでおり、衣浦湾を挟んで対岸には碧南市が位置する。

本町の北部には良好な農地が広がり、南部の丘には森を利用した散策路等の自然公園となっており、中部の河川沿いに海拔 15m 程度の低地となっている。町内東部の臨海部にはヨットハーバーや海浜公園があり、埋立地は主に工業用地として利用されている。

本町は、明治 11 年以前、長尾、大足、富貴、市原、東大高の 5 つの村からなっていた。まず、明治 11 年に長尾村と大足村が合併し、武豊村となった。明治 24 年 2 月 17 日に町制施行し武豊町が誕生した。昭和 29 年 10 月 5 日に武豊町と富貴村が合併し、現在の町域である武豊町となった。また、武豊という名称は長尾村と大足村双方の氏神（武雄神社、豊石神社）から一字ずつ取ったものである。

本町は港と鉄道に古い歴史を持っており、衣浦港（旧武豊港）は古くから天然の良港としての条件を備え、明治 17 年には早くも港域の測量が行われ、東海道線敷設のための荷揚基地として整備された。港からは資材輸送用の軌道が敷かれ、明治 19 年、国鉄武豊線が開業した。明治 32 年、愛知県下初の開港場に指定されると、海外から石油・石炭・穀物などが輸入され、武豊線によって中部地方各地に輸送された。地場産業だった味噌・たまり醸造業も、海外からの大豆・塩の大量輸入によって飛躍的に成長、また窯業や織布製造業など本町の産業全般を大きく発展させた。

その後も港の整備には力が注がれ、昭和 32 年、重要港湾の指定を受けるに際し、武豊港を衣浦港と改名、次第に港湾施設の整備や臨海工業地帯の造成が進み、工業都市として飛躍的に発展を遂げている。最近では北部を中心に区画整理事業等の宅地開発が進み、人口も年々増加し、交通網の整備とも相まって、大都市のベッドタウンとしての性格も強まっている。



出典：Google MAP

図 2-1 位置図

2 気象的特性

本町の気候は、太平洋側気候に分類され、春から夏にかけては温暖で雨量が多く、秋から冬にかけては気温が低下するものの氷点下になることは少なく乾燥しており、年間を通して温暖な気候である。

気象庁のHPより、本町に最も近い観測地点である中部国際空港（セントレア）の気象の概要（平成28年度）を表2-1に、気温と降水量の変化のグラフを図2-2に示す。

表2-1 気象の概要（平成28年度）

	月積算雨量 (mm)	日最大雨量 (mm)	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)
4月	169.0	51.0	15.3	23.8	5.2
5月	109.0	14.5	19.7	28.2	11.2
6月	235.0	47.5	22.2	29.5	13.7
7月	151.0	60.0	26.0	33.8	20.7
8月	95.5	33.5	27.8	34.3	21.1
9月	191.0	45.5	25.0	31.5	18.7
10月	75.5	42.5	20.2	27.9	10.5
11月	60.5	16.5	13.9	21.6	5.6
12月	88.0	35.5	9.7	17.2	0.7
1月	35.5	15.5	6.3	12.9	-1.3
2月	27.0	9.5	6.1	12.4	-0.2
3月	74.0	32.5	8.8	16.1	1.9

出典：気象庁HP（平成28年度）

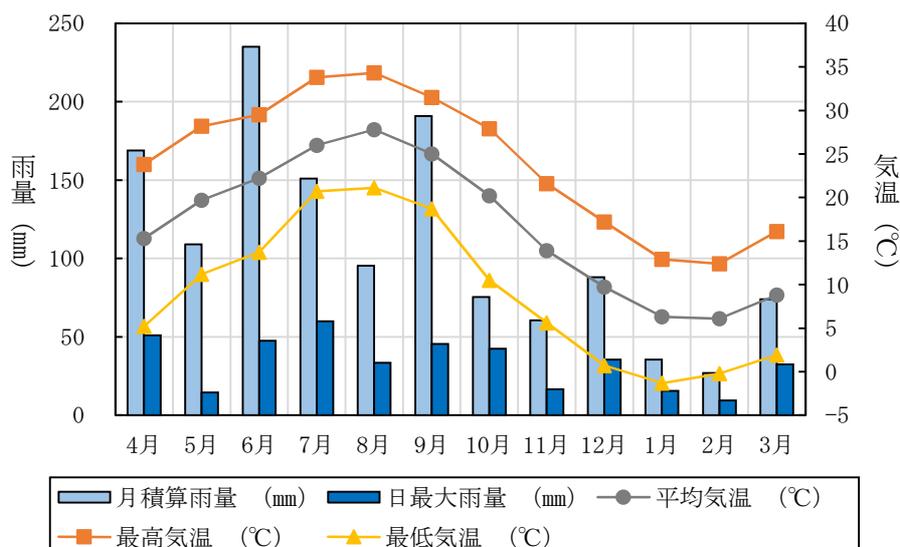


図2-2 気温と降水量の変化のグラフ（平成28年度）

3 人口動態

(1)人口・世帯数

本町の国勢調査による平成17～27年の人口・世帯数の推移を表2-2及び図2-3に示す。人口は平成17年から平成27年の10年間で1,492人増加し、世帯数は1,618世帯増加している。一世帯あたりの人員は10年間で2.71人/世帯から2.54人/世帯に減少しており、核家族化が進行している状況である。

本町の人口は、中部国際空港セントレア及び西岸部の工場の開発等に伴い増加しており、出生率は低下しているものの、就労の場の増加により人口流入が多くなっている状況である。

表2-2 人口・世帯数の推移

	項目	平成17年	平成22年	平成27年
武 豊 町	人口 (人)	40,981	42,408	42,473
	世帯数 (世帯)	15,106	16,192	16,724

出典：平成17、22、27年国勢調査

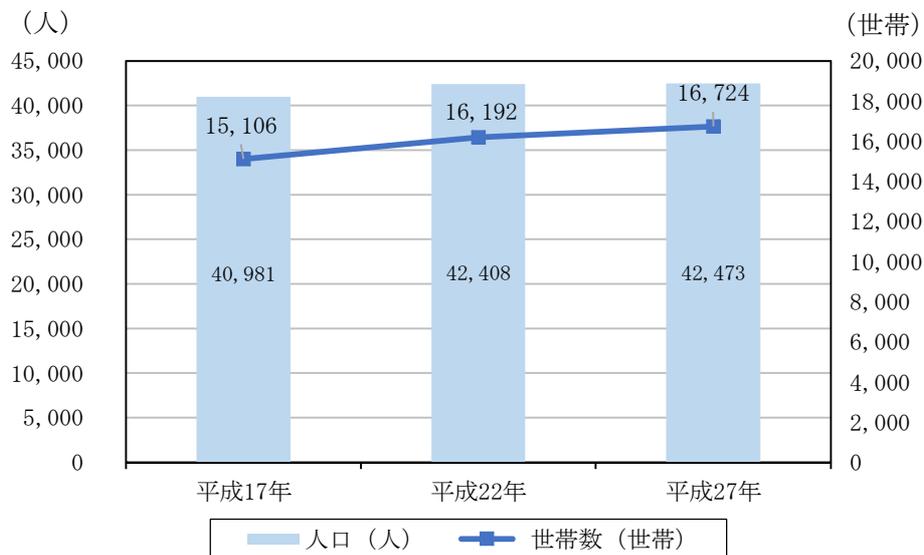


図2-3 人口・世帯数の推移

(2) 年齢階級別人口

本町の国勢調査による平成17年～27年度の年齢3区分別人口を表2-3に、比率を図2-4に示す。

平成27年度の本町の年少人口の割合は14.8%、生産年齢人口の割合は61.4%、老年人口の割合は23.8%となっている。老年人口の割合は、全国の高齢化率である26%（「平成27年版高齢社会白書」より）より低い値であり、少子高齢化が進行しているものの、全国的に見ると老年人口より生産年齢人口または年少人口の割合が多い状況である。

表2-3 年齢3区分別人口

(単位：人)

	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)
平成17年	6,427 (15.7%)	28,141 (68.7%)	6,399 (15.6%)
平成22年	6,613 (15.6%)	27,323 (64.6%)	8,373 (19.8%)
平成27年	6,242 (14.8%)	25,934 (61.4%)	10,069 (23.8%)

※：不明人口（H17：14人、H22：99人、H27：228人）を除く。

出典：平成17、22、27年国勢調査

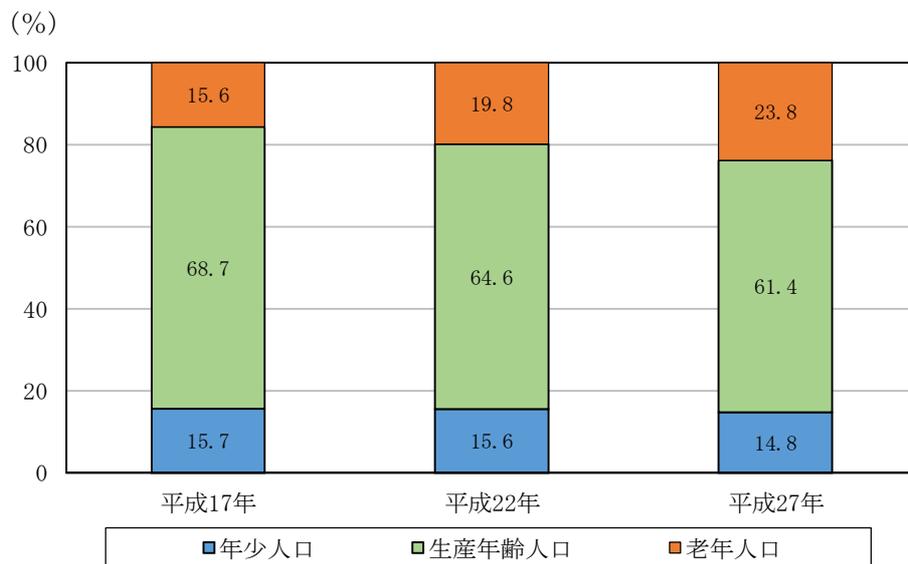


図2-4 年齢階級（3区分）別人口の比率

(2) 農 業

本町の経営耕地のある農家数と経営耕地面積を表2-5に、農業経営組織別農家数を表2-6に、販売目的の家畜等を飼養している農家数と飼養頭羽数を表2-7に示す。

本町では北西部から南部にかけて広がる優良な農地は、農地の有効活用と生産性の向上を促進すると共に、ふれあいや潤いをもたらす場、保水機能など多面的な観点から積極的に保存を行っている。

表2-5 経営耕地のある農家数と経営耕地面積

(単位：戸、ha)

	経営耕地のある農家数				総面積
	総農家数	専業農家	兼業農家	自給的農家	
武豊町	415	52	140	223	239

出典：2015農林業センサス

表2-6 農業経営組織別農家数（単一経営）

(単位：戸)

	計	稲作	麦類策	雑穀・ いも類・ 豆類	工芸 農作物	露地 野菜	施設 野菜	果樹類
	花き・ 花木	その他の 作物	酪農	肉用牛	養豚	養鶏	養蚕	その他の 家畜
武豊町	136	92	-	2	-	13	1	5
武豊町	9	2	4	3	1	4	-	-

出典：2015農林業センサス

表2-7 販売目的の家畜等を飼養している農家数と飼養頭羽数

(単位：戸、頭、羽)

	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		ブロイラー	
	飼農家数	飼養頭数	飼農家数	飼養頭数	飼農家数	飼養頭数	飼農家数	飼養頭数	出荷した農家数	出荷羽数
武豊町	10	1,069	11	X	1	X	3	3,530	1	X

※ 「X」…統計法1章第3条の4より、対象となる統計数値を秘匿したものの。

出典：2015農林業センサス

(3) 商 業

平成 24 年経済センサスによる本町の産業分類（卸売業計・小売業中分類）別の事業所数、従業者数、年間商品販売額を表 2-8 に示す。

本町の事業所数は、卸売業と小売業を合わせて、212 事業所、従業者数は 1,636 人となっている。

名鉄知多武豊駅・富貴駅、JR 武豊駅周辺や知多東部線などの幹線道路の沿道では、商業・サービスなどの機能集積を図り、生活利便性の向上やまちのにぎわい形成につながる商業地としての土地利用を進めている。

表 2-8 産業分類別の事業所数、従業者数、年間商品販売額

	合 計			卸 売 業 計			小 売 業 計		
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)
武 豊 町	212	1,636	28,456	32	246	7,083	180	1,390	21,373

出典：平成24年経済センサス-活動調査

(4) 工業

平成28年版知多半島の統計より、本町の産業中分類別事業所数、従業者数、出荷額を表2-9に示す。

本町は事業所数、従業者数、製造品出荷額、全てにおいて窯業・土石業が最も多くなっている。

表2-9 産業中分類別事業所数、従業者数、出荷額

	武豊町		
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品 出荷額 (百万円)
食料品	12	770	25,215
飲料・たばこ・飼料	-	-	-
繊維	2	29	X
木材・木製品	2	25	X
家具・装備品	1	7	X
パルプ・紙	-	-	-
印刷	1	11	X
化学	10	1,698	68,902
石油・石炭	-	-	-
プラスチック	9	355	8,410
ゴム製品	-	-	-
皮革製品	-	-	-
窯業・土石	13	2,650	107,657
鉄鋼	4	62	4,167
非鉄金属	1	25	X
金属製品	7	117	2,291
はん用機械	3	32	443
生産用機械	9	90	2,119
業務用機械	1	30	X
電子部品	-	-	-
電気機械	2	51	X
情報通信機械	-	-	-
輸送用機械	6	346	11,297
その他	2	160	X
製造業計	85	6,458	243,316

※「X」…統計法1章第3条の4より、対象となる統計数値を秘匿したもの。

出典：平成28年版知多半島の統計

(5) 土地利用状況

本町の土地利用状況は表 2-10 に示すとおりである。

本町の土地利用は、臨海部の工業用地、平野部の市街地、平野部から丘陵部にかけて広がる農用地、そして背後に残る森林・丘陵地が海岸線に並行した 4 層構造を形成している。

表 2-10 土地利用状況

(単位:ha, %)

行政面積	農地			森林			原野	水面 河川 水路	水面	河川	水路
	田	畑	森林	国有林	民有林						
2,592	475	270	205	270	—	270	—	96	38	22	36
100.0%	18.3%	10.4%	7.9%	10.4%	—	10.4%	—	3.7%	1.5%	0.8%	1.4%

道路	一般道路				農道	林道	宅地	在宅地	工業用地	その他の宅地	その他
	国道	県道	市町村道	農道							
244	244	8	65	172	—	—	988	398	312	278	518
9.4%	9.4%	0.3%	2.5%	6.6%	—	—	38.2%	15.4%	12.1%	10.7%	20.0%

出典：平成27年版 土地に関する統計年報

※ 行政面積：平成28年10月1日現在、農地：平成28年7月15日現在、森林・原野等・水面・河川・水路・林道：平成28年3月31日現在、農道：平成28年8月1日現在、一般道路：平成28年4月1日現在、住宅地：平成28年1月1日現在、工業用地：平成27年12月31日現在

5 将来計画（総合計画等）

本町におけるまちづくりのための基本構想等の策定状況は表 2-11 に示すとおりである。

表 2-11 基本構想等の策定状況

	計 画 名	策定年月	計画期間
	副 題		
武 豊 町	たけとよ ゆめたろうプラン（第5次武豊町総合計画）	平成20年3月	平成20年度 ～ 平成32年度
	心つなぎ みんな輝くまち 武豊		
	今後の人口動態		
	近年は人口の伸びは緩やかになってきており、今後少子高齢化が進むことにより、平成32年には、65歳以上人口の構成割合が24.7%（平成26年22.5%）まで増加することが見込まれる。		
	生活排水に関する基本目標（総合計画より）		
	<基本目標6. 自然と生活環境が調和したまち> 6-3 快適で豊かな住環境が整っているまち 〈実現方針〉 安全性の確保や自然環境の保全に配慮した住環境づくりを推進するとともに、快適な生活環境の形成に向けた計画的な事業の推進を図ります。		
	主な取り組み・目標等（総合計画より）		
	①住み続けたいまちづくりを進める。 ②安定した上下水道を維持する。		

6 水環境・水質保全に関する状況

(1) 水環境

本町を流れる主な河川は、表 2-12 に示すとおりである。本町には一級河川は流れておらず、知多半島全体として丘陵地の各所に端を発した、急勾配で延長の短い河川が多くあり、これらが三河湾及び伊勢湾に東西に分かれて注いでいる。

本町は三河湾に面しており、工業交易の要所として整備されている。

また、本町は大きな河川を有していないため、かつてはため池によって農業用水を確保してきた。ため池は愛知用水の完成や農業の衰退により年々減少しているが、現在でも多くのため池が存在している状況である。

表 2-12 本町を流れる主な河川

	水系名	流路延長 (km)	流域面積 (km ²)
石川	石川	2.6	5.1
堀川	堀川	3.1	4.2
新川	新川	2.5	4.3

出典：知多半島の統計「河川の状況（二級河川）」

(2) 水質保全

① 水質環境基準類型

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域やこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路等の公共の用に供される水路は公共用水域と呼ばれている。

公共用水域に対しては環境基本法に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、水質等をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標値として環境基準が定められている。

本町を流れる河川については、水質環境基準類型として指定されていないが、これら河川の流入先の海域である、三河湾水域及び衣浦湾水域に水質環境基準類型が指定されている。

本町の海域の水質環境基準類型指定状況を表 2-13 及び表 2-14 に示す。

表 2-13 環境基準類型指定 (海域：COD)

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	指定年月日	備考
衣浦湾水域	衣浦港	衣浦大橋より湾奥の衣浦港	C	5年以内で可及的速やかに達成	昭和45年9月1日	閣議決定
	衣浦港南部	衣浦港防波堤及び陸岸により囲まれた海域。ただし、衣浦大橋から湾奥の海域を除く。	C	5年以内で可及的速やかに達成	昭和47年3月31日	愛知県告示

出典：環境省及び愛知県 HP

表 2-14 環境基準類型指定 (海域：全窒素及び全燐)

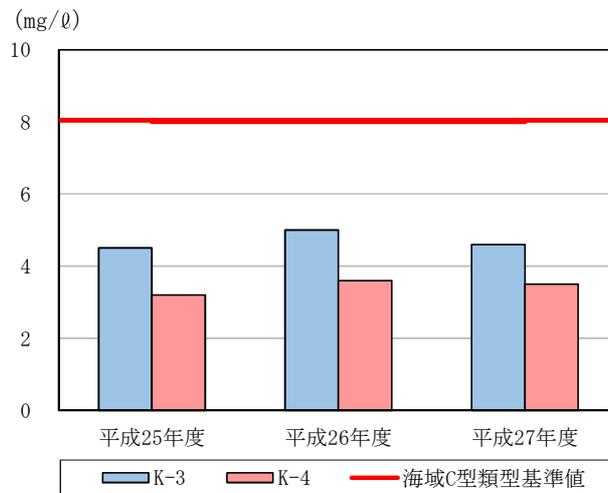
水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	指定年月日	備考
三河湾水域	三河湾(イ)	衣浦港防波堤及び陸岸により囲まれた海域	IV	5年以内で可及的速やかに達成	平成7年10月11日	愛知県告示
	三河湾(ハ)	田原市伊良湖岬と知多郡南知多町篠島南端を結ぶ線、同島北端と同町羽豆岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、三河湾(イ)及び三河湾(ロ)に係る部分を除いたもの	II	5年以内で可及的速やかに達成	平成17年3月25日	愛知県告示

出典：環境省及び愛知県 HP

②環境基準の達成状況

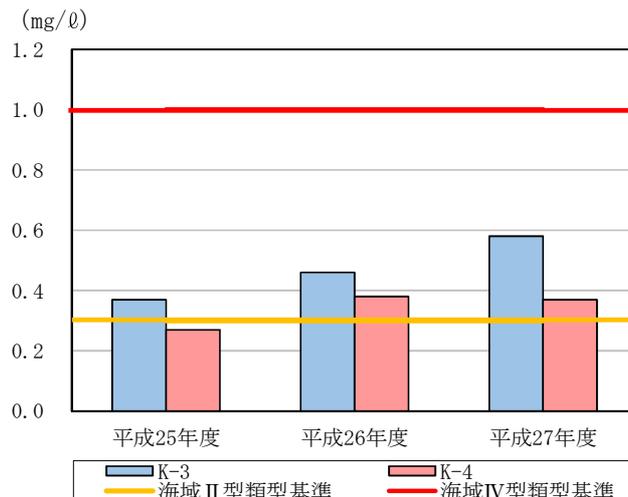
前項で示した環境基準類型指定におけるCOD、全窒素、全燐の過去3年間の環境基準達成状況は、図2-6～図2-8に示すとおりである。また海域の水質調査地点は、図2-9、図2-10に示すとおりである。

海域において、図2-6に示すようにCOD値は平成25～27年の期間において基準値を下回っており、環境基準を達成している。図2-7、図2-8に示すように全窒素・全燐は増減しており、環境基準が達成されていない年度、地点がある。



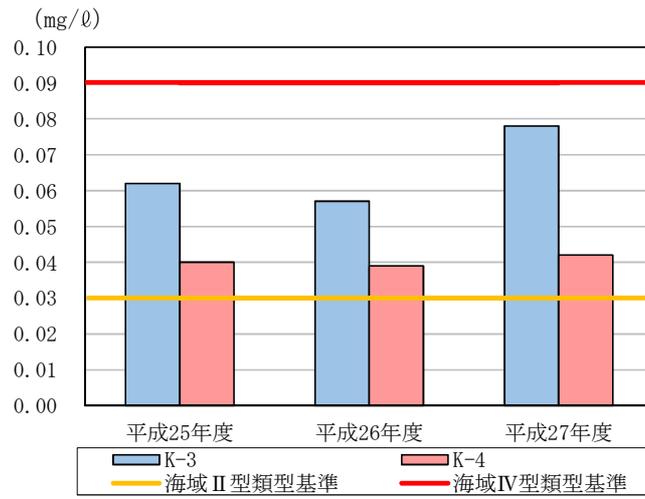
出典：愛知県公共用水域水質調査結果

図2-6 環境基準類型達成状況（海域：COD75%値）



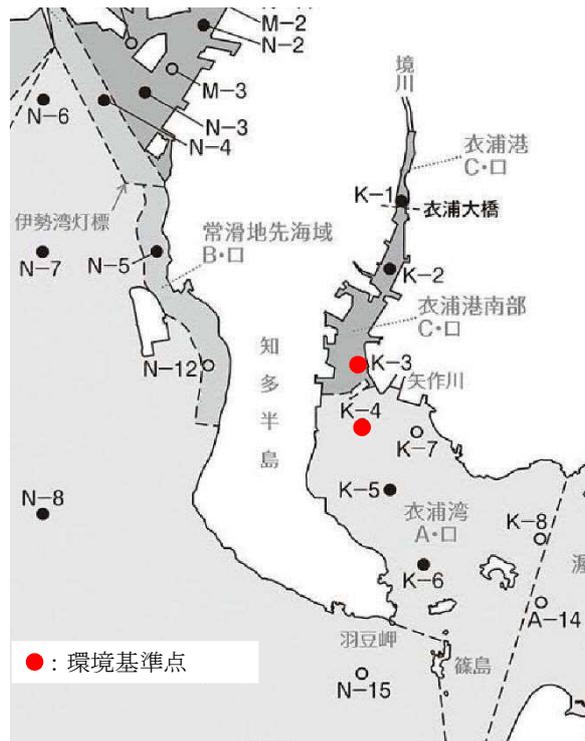
出典：愛知県公共用水域水質調査結果

図2-7 環境基準類型達成状況（海域：全窒素）



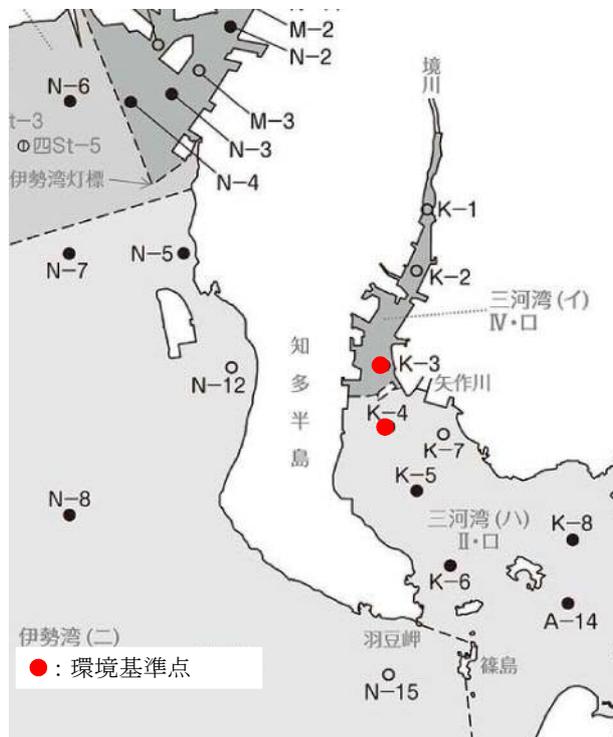
出典：愛知県公共用水域水質調査結果

図 2-8 環境基準類型達成状況 (海域：全燐)



出典：公共用水域及び地下水の水質調査結果

図 2-9 COD 等の海域調査地点図



出典：公共用水域及び地下水の水質調査結果

図 2-10 全窒素、全燐の海域調査地点図

第 3 章 生活排水処理の現況

1 生活排水処理の状況

(1) 処理形態別人口

本町における過去 5 ヶ年（平成 24～28 年度）の処理形態別人口の各年度末実績は、表 3-1 及び図 3-1 に示すとおりである。

本町においては、下水道及び農業集落排水（以下、「下水道等」という。）の整備が完了しており、本計画処理区域内人口 43,022 人のうち、32,003 人が生活排水を適正に処理しており、生活排水処理率は約 74.4%となっている。

表 3-1 処理形態別人口実績

(単位：人)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
1. 計画処理区域内人口	42,593	42,762	42,744	42,993	43,022
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	30,625	30,060	30,791	31,485	32,003
(1) コミュニティ・プラント人口	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽人口	4,040	2,719	2,858	2,946	2,968
(3) 下水道人口	25,681	26,452	27,057	27,674	28,184
(4) 農業集落排水人口	904	889	876	865	851
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	10,422	11,644	10,903	10,458	9,987
4. 非水洗化人口	1,546	1,058	1,050	1,050	1,032
(1) し尿収集	1,546	1,058	1,050	1,050	1,032
(2) 自家処理	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (%)	71.9	70.3	72.0	73.2	74.4

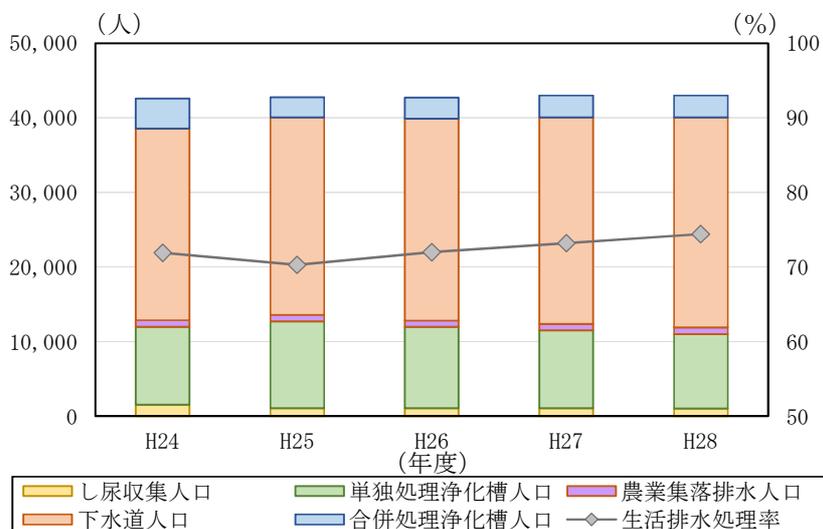


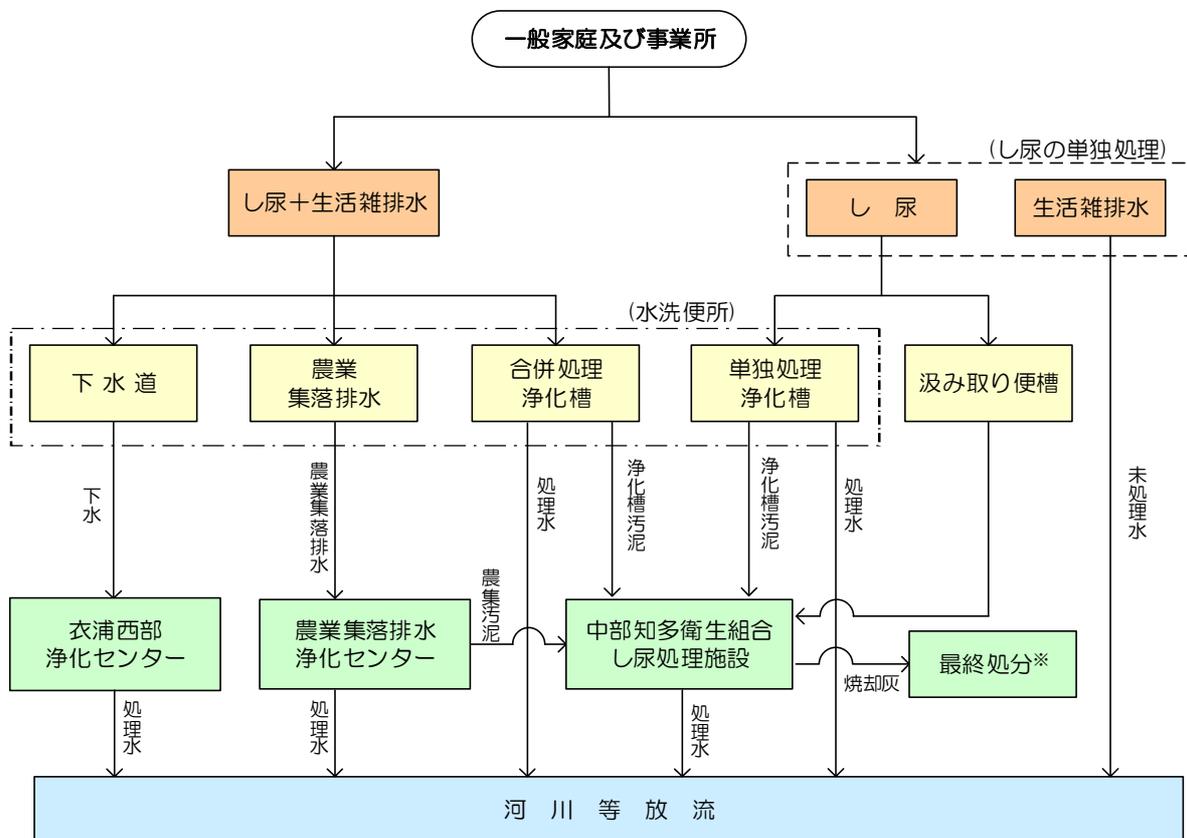
図 3-1 処理形態別人口の推移

(2) 生活排水処理フロー

本町におけるし尿・生活雑排水の処理・処分体系は図3-2に示すとおりである。

本町区域内の汲み取り便槽の世帯等から発生するし尿においては、中部知多衛生組合し尿処理施設にて適正に処理されている。また、単独・合併処理浄化槽を設置している世帯等から発生する浄化槽汚泥は、各浄化槽で処理後、中部知多衛生組合し尿処理施設へ搬入され適正に処理されている。

下水道について、流域関連公共下水道に接続している世帯では、衣浦西部浄化センターにおいて適切に処理されている。また、本町が運営・管理する農業集落排水浄化センターの汚泥についても、中部知多衛生組合し尿処理施設にて適正に処理されている。



※ 最終処分に係る焼却灰の運搬については、本町からの排出分は外部委託にて処理している。

図3-2 生活排水処理フロー

2 収集・運搬の状況

(1) 収集運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥（以下、「し尿等」という。）の収集・運搬体制は、表 3-2 に示すとおりである。また、し尿等は収集の際、混合して搬入されている。許可業者 1 社、委託業者 1 社により、収集・運搬を実施している。

表 3-2 し尿等の収集・運搬体制

	武豊町
委 託	1 社
許 可	1 社

(2) し尿等の収集実績

本町における過去 5 年におけるし尿等の収集実績は、表 3-3、図 3-3 に示すとおりである。

し尿と浄化槽汚泥共に、平成 24～28 年度にかけて減少傾向であるが、年々減少量は小さくなっており、一定値を示す傾向となっている。

表 3-3 し尿等の収集実績

年度	年間処理量（単位：kℓ/年）			日処理量（単位：kℓ/日）		
	し尿	浄化槽汚泥	計	し尿	浄化槽汚泥	計
平成24	1,845.8	11,018.4	12,864.3	5.1	30.2	35.3
平成25	1,687.4	10,818.2	12,505.6	4.6	29.6	34.2
平成26	1,552.4	10,462.7	12,015.1	4.3	28.7	33.0
平成27	1,518.6	10,430.0	11,948.5	4.2	28.6	32.8
平成28	1,495.8	10,427.2	11,923.0	4.1	28.6	32.7

※ 浄化槽汚泥に農業集落排水汚泥を含む。

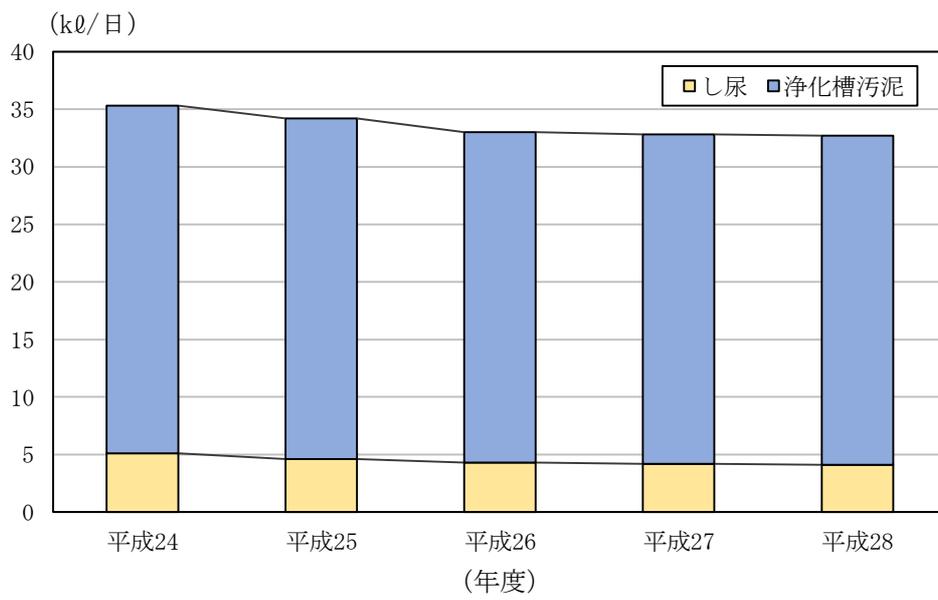


図 3-3 し尿等の収集実績の推移

3 中間処理・資源化の状況

(1) 施設の整備状況

し尿等は前項に示した収集運搬体制により収集され、本町、常滑市及び半田市が構成している一部事務組合である中部知多衛生組合が運営しているし尿処理施設で適正に中間処理している。その施設基本概要は、表 3-4 に示すとおりである。

なお、中部知多衛生組合し尿処理施設では、現状、汚泥の資源化等を行っていない。

表 3-4 し尿処理施設の概要

施設名	中部知多衛生組合 し尿処理施設
所管	中部知多衛生組合
所在地	愛知県知多郡武豊町字壺町田 90 番地の 10
処理能力	220 kℓ/日（し尿：150 kℓ/日、浄化槽汚泥：70 kℓ/日）
竣工	昭和 61 年 2 月
処理方式	標準脱窒素処理方式+高度処理
放流先	2 級河川 石川→衣浦湾

(2) 処理実績

現有し尿処理施設における処理実績は、表 3-3 に示した収集量と同様である。

第 4 章 課題の抽出

生活排水処理率は、平成 24 年度に約 71.9% (=30,625 人/42,593 人) であったが、平成 28 年度には約 74.4% (=32,003 人/43,022 人) と生活排水の適正処理が進んでいる。

本町では、下水道等の整備が完了しており、本町で発生するし尿及び生活雑排水は、概ね適正に処理されている。しかしながら、下水道等整備区域内人口の約 16% {= (①34,618 人-②29,035 人) /34,618 人} (①：平成 28 年度末下水処理区域行政人口+集落排水行政人口、②平成 28 年度末下水処理区域接続人口+集落排水接続人口) が、現状において下水道等へ未接続の世帯であること、また、下水道等整備区域外における生活雑排水の適正処理が問題となっている。

このような状況を踏まえ、生活排水の適正処理をさらに推進するための課題を以下に整理する。

- 本町の下水道等は整備が完了しているが、現状、整備済みの区域において未接続世帯があるため、下水道等の整備区域内においては、速やかに下水道等へ接続する必要がある。
- 下水道等整備区域外における汲み取り便槽、単独処理浄化槽を設置している世帯等に対して、生活雑排水の適正処理のために合併浄化槽の普及が望まれる。
- 浄化槽の維持管理は、浄化槽法上、個々の浄化槽管理者が行うこととなっており、適正な維持管理を継続する必要がある。
- 中部知多衛生組合し尿処理施設で、し尿等の適正処理及び施設の運転がなされているが、施設の老朽化により、整備方針等を検討する必要がある。

第 5 章 基本方針

1 生活排水処理に係る理念

生活排水処理の重要性を認識し適正に処理するために、下水道等整備区域内の地域については接続を推進し、また、整備区域外の地域については、合併処理浄化槽の整備を推進する。接続、整備の推進にあたっては、住民に対して生活排水処理対策の必要性の啓発を行い、住民協力のもと進めていくことにより、身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものとする。

2 生活排水処理の基本方針

上記の理念に基づき、生活排水処理の基本方針は、以下のとおりとする。

◆基本方針◆

①整備区域内の接続率の向上

下水道等の整備区域内においては、下水道等への早期接続を推進する。

②汲み取り便槽、単独処理浄化槽の合併処理への転換の推進

下水道等整備区域外の地域住民に対して、汲み取り便槽、単独処理浄化槽から合併浄化槽処理への転換を推進する。

③浄化槽の適正管理の推進

浄化槽が適正に維持管理されるよう、浄化槽設置世帯に対し適正管理を推進する。

④中部知多衛生組合への協力体制

中部知多衛生組合し尿処理施設では、施設の老朽化が進んでおり、これに係る整備等について、組合との協力体制を構築する。

第 6 章 基本計画

1 処理の目標

本計画における目標値を以下のように設定する。

○生活排水処理率の目標



前頁に示した基本方針に基づいて、本町の実情に適合した生活排水処理施設の整備を推進し、表 6-2 により求められたとおり生活排水処理率 85%以上を目標とし、本町で発生するし尿等を適正に処理していく。

2 生活排水の処理主体

生活排水処理施設別の処理主体を表 6-1 に示す。生活排水処理の主体は今後も当面はこの形態を継続していくものとし、必要に応じて見直しを行う。

表 6-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 下水道	し尿及び生活雑排水	愛知県 武豊町
(2) 農業集落排水		武豊町
(3) 合併処理浄化槽		個人等
(4) 単独処理浄化槽	し尿	個人等
(5) し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	中部知多衛生組合

3 生活排水を処理する区域及び人口

生活排水を処理する区域は本町の行政区域全域とし、そのうち集合処理区域は、下水道等により処理を行う区域であり、未接続世帯への早期接続を推進する。それ以外の区域を個別処理区域とし、浄化槽の整備を推進する。

前項に示した目標達成時の処理形態別人口の予測値を表 6-2 に、その推移を図 6-1 に示す。

本町の処理形態別人口の予測を行うと、表 6-2 に示すとおり生活排水処理率は 84.0%となる。

また、本町の農業集落排水が下水道へ接続された際の処理フローを図 6-2 に示す。

表 6-2 処理形態別人口の予測結果

(単位:人)

	実績値			推計値			
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 34年度	平成 39年度	平成 44年度
1. 計画処理区域内人口	42,744	42,993	43,022	43,002	43,110	43,002	42,681
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	30,791	31,485	32,003	32,548	33,941	34,935	35,840
(1) コミュニティ・プラント人口	0	0	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽人口	2,858	2,946	2,968	3,067	3,903	4,971	6,100
(3) 下水道人口	27,057	27,674	28,184	28,651	30,038	29,964	29,740
(4) 農業集落排水人口※	876	865	851	830	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	10,903	10,458	9,987	9,443	8,195	7,219	6,199
4. 非水洗化人口	1,050	1,050	1,032	1,011	974	848	642
(1) し尿収集人口	1,050	1,050	1,032	1,011	974	848	642
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (%)	72.0	73.2	74.4	75.7	78.7	81.2	84.0

※ 平成32年度に下水道へ統合予定。

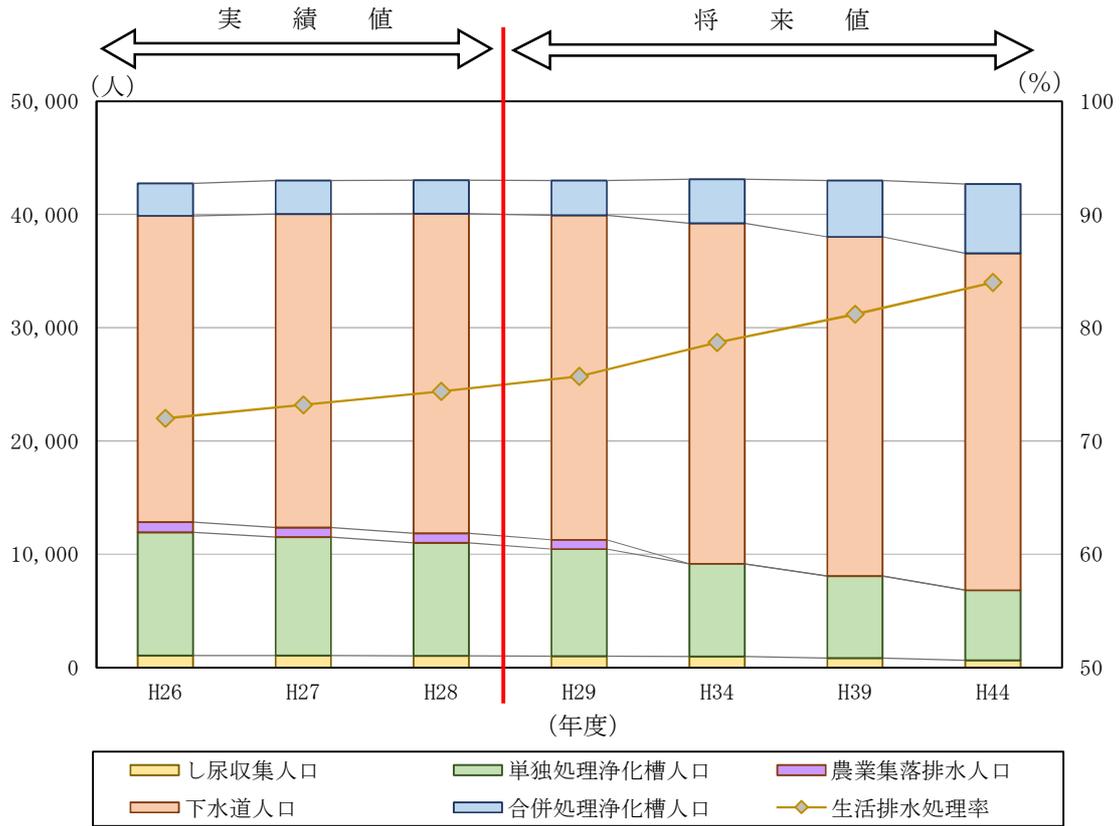
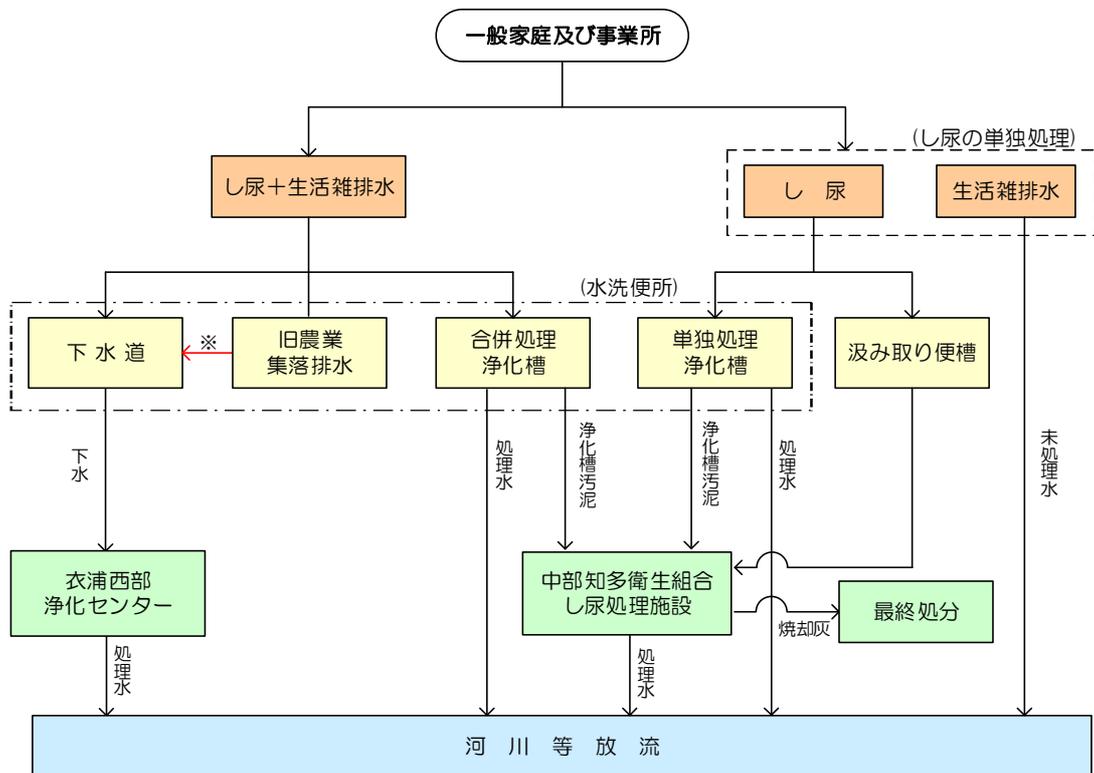


図 6-1 処理形態別人口の推移



※ 平成 32 年度に下水道へ統合予定。

図 6-2 将来の処理フロー

4 目標に向けた取り組み

(1) 下水道等の接続率の向上

下水道等の整備による事業効果を確保するためには、整備区域内において、下水道等への接続が速やかに実施される必要がある。

整備区域内で接続していない世帯等へ訪問を行うなど、下水道等の接続率の向上を図るため、啓発活動に努める。

(2) 汲み取り便槽、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の推進

下水道等整備区域外では、未だに多くの汲み取り便槽や単独処理浄化槽が使用され、生活雑排水が未処理のまま公共用水域へ排出されているため、下水道等整備区域外において汲み取り便槽や単独処理浄化槽を使用している世帯へ合併処理浄化槽への転換を促進する。

合併処理浄化槽への転換の啓発については、本町のホームページ等により合併処理浄化槽の有効性等を周知すると共に、今後は、合併処理浄化槽への転換に取り組みやすい環境づくりについて検討する。

(3) 浄化槽の適正管理の啓発

浄化槽は浄化槽法第7条及び第11条に基づく処理水質の検査のほか、第10条に基づく年1回の清掃及び定期的な保守点検が義務付けられている。

また、浄化槽は法に基づいた検査、清掃、保守点検の維持管理が適正に行われることにより、処理性能を維持・確保することが可能になることから、浄化槽の管理者に対して適正な維持管理の重要性や実施方法に関する周知・啓発を行っていく。

(4) し尿処理施設における適正処理の継続・推進

し尿等の適正処理の継続に向けて、中部知多衛生組合のし尿処理施設の処理機能を維持すべく、他の構成市と共に組合の運営に積極的に協力する。

5 し尿等の処理計画

本町における今後のし尿等の排出量を表 6-3、図 6-3 に示す。汲み取り便槽及び単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を推進することにより、し尿は減少傾向となる。浄化槽汚泥量も減少傾向となり、緩やかに減少していくと考えられる。基準年である平成 28 年度と計画目標年次である平成 44 年度を比較すると、総排出量としては、3 割程度の減少が見込まれ、浄化槽汚泥混入比率としては、8%増加する予測となっている。

表 6-3 し尿等の排出量（予測値）

		実績値			推計値			
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 34年度	平成 39年度	平成 44年度
排出 量	し 尿 (kℓ/日)	4.3	4.2	4.1	3.5	2.5	1.6	1.0
	浄化槽汚泥 (kℓ/日)	28.7	28.6	28.6	27.1	24.3	22.4	20.8
	合 計 (kℓ/日)	33.0	32.8	32.7	30.6	26.8	24.0	21.8
比 率	し 尿 (%)	13.0	12.8	12.5	11.4	9.3	6.7	4.6
	浄化槽汚泥 (%)	87.0	87.2	87.5	88.6	90.7	93.3	95.4

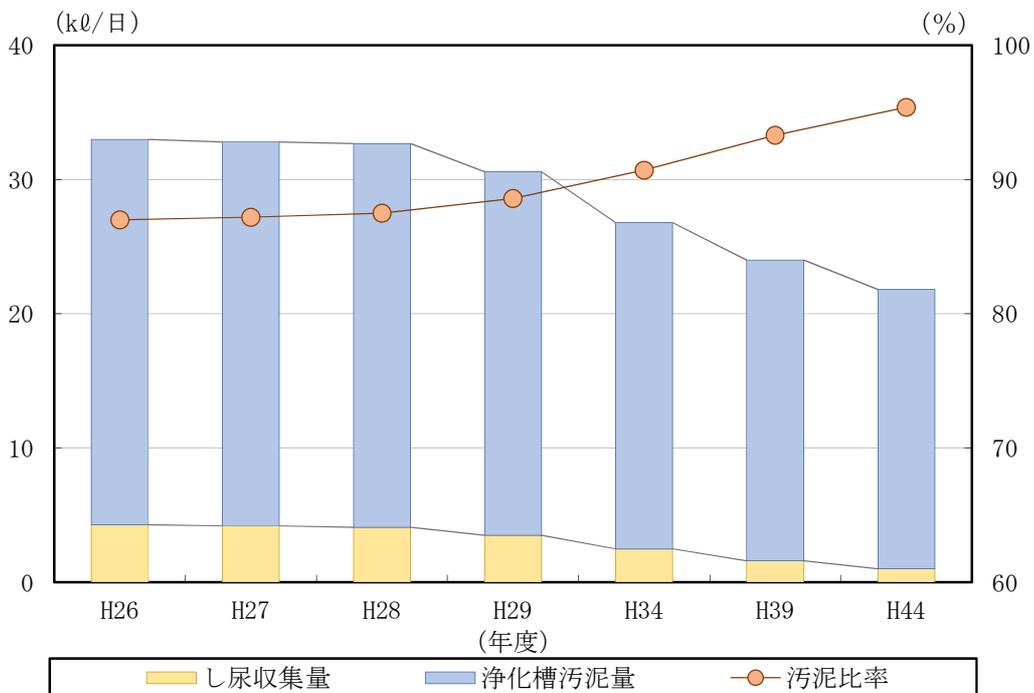


図 6-3 し尿等の排出量の推移

(1) 収集・運搬計画

① 収集運搬体制

計画収集区域は本町全域とし、収集運搬体制は、現状と同様とする。

② 収集方法

搬入変動を抑制するため、今後も、さらに計画収集を行っていくものとする。

また、浄化槽については、必要な保守点検*、年1回の清掃及び法定検査を指導していく。

*保守点検：処理方式や処理対象人員により回数は異なる。

(2) 収集車両

現状どおり、委託業者及び許可業者が所有するバキューム車による収集運搬を継続するものとする。

(3) 中間処理計画

表6-3に示したし尿等を今後も現状と同様に、本町、常滑市、半田市が構成している一部事務組合である、中部知多衛生組合が運営しているし尿処理施設にて当面継続処理を行うものとする。

し尿等の適正処理の継続に向けて、中部知多衛生組合のし尿処理施設の処理機能を維持すべく、他の構成市と共に組合の運営に積極的に協力する。

(4) 最終処分計画

中部知多衛生組合のし尿処理施設の処理工程から発生する汚泥等については、当面は現状と同様に施設内の焼却設備にて焼却処理後、本町分の焼却灰は、民間業者へ委託し最終処分を行う。

6 その他生活排水の処理に関し必要な事項

《住民に対する広報・啓発活動（水環境の水質保全に関するもの）》

側溝や水路などの身近な水環境のみならず、河川や海等を含めた地域全般の水環境に関心を持ってもらうことが、処理計画達成のためには重要である。

そのためには、以下に示す事項等を周知していくことが必要である。

- ・住民が排出する生活排水のうち、台所や風呂場からの排水（生活雑排水）が水質の汚濁の大きな要因となっている。
- ・身近な水路や河川の水質保全には、家庭内や地域での取り組み等により生活雑排水からの汚濁を低減させることが重要である。

水質の汚濁を低減させるために、家庭でできる対策として、以下に示すような方策が有効である。

- ①調理の手順を工夫して、無駄なく水を使う。
- ②調理屑や食べ残しが流れてしまわないように、三角コーナー等を使用する。
- ③食器や鍋の油污れは、紙等で拭き取ったり、ヘラでかき取ってから洗う。
- ④米のとぎ汁は、1回目の濃いものだけでも庭の木や畑にまいて利用する。
- ⑤油は、流さず使いきる工夫をする。
- ⑥入浴の際は、石けん・シャンプー・リンスを使い過ぎないようにする。
- ⑦お風呂の残り湯を洗濯や掃除に再利用する。
- ⑧洗濯の洗剤や石けんは、適量を使う。

また、単独処理浄化槽やし尿汲取便槽を使用している世帯が合併処理浄化槽へ転換することや、下水道等へ接続することは、水質の汚濁を低減させるため、非常に有効な手段である。

上記を踏まえて、水質の汚濁を低減させるために広報・啓発活動を行っていく。